

社会福祉法人稲城市社会福祉協議会 役員などの報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人稲城市社会福祉協議会（以下、「当協議会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 本規程により対象となる役員等は次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 福祉センター運営委員会委員
- (5) ボランティア活動推進協議会委員
- (6) 在宅福祉事業運営委員会委員
- (7) 東京都共同募金会稲城地区配分推せん委員会委員
- (8) 苦情解決第三者委員
- (9) 稲城市社会福祉協議会心配ごと相談所運営要綱に基づき実施する心配ごと相談事業相談員
- (10) 評議員選任・解任委員会委員
- (11) 上記の他、当協議会会長（以下、「会長」という。）が必要に応じてその都度設置する委員会の委員

(報酬の額)

第3条 会長には報酬として月額 30,000 円を支払う。

(費用弁償)

第4条 第2条に規定する役員等が会議などに出席する場合は、費用弁償として、1回につき別表1に定める額を支払う。

2 役員等が会務により市外に出張した場合は、順路によりその費用を弁償する。

3 第2項に定める費用弁償は、鉄道費、船費、航空費、車費、宿泊料及び食事料とし、その額は別表2の通りとする。

(支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償については、現金により支払うものとする。但し、報酬については、会長が指定する金融機関への口座振り込みにすることができる。

(役員等賠償責任保険)

第6条 当協議会は、理事、監事及び評議員を被保険者とする役員等賠償責任保険に加入

する。

- 2 役員等賠償責任保険にかかる保険料は、当協議会が負担する。

付 則

1. この規程は、平成元年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会役員の旅費に関する規定（昭和49年規程第4号）は、廃止する。

付 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

役 員 名 等	費用弁償の額
1 理事	2, 0 0 0 円
2 監事	2, 0 0 0 円
3 評議員	2, 0 0 0 円
4 福祉センター運営委員会委員	2, 0 0 0 円
5 ボランティア活動推進協議会委員	2, 0 0 0 円
6 在宅福祉事業運営委員会委員	2, 0 0 0 円
7 東京都共同募金会稲城地区配分推せん委員会委員	2, 0 0 0 円
8 苦情解決第三者委員	4, 0 0 0 円
9 心配ごと相談事業相談員	1, 0 0 0 円
10 評議員選任・解任委員会委員	2, 0 0 0 円
11 上記の他、会長が必要に応じてその都度設置する委員会の委員	その都度、会長が定める額

別表 2 (第 4 条関係)

区分	鉄道費	船賃	航空費	車 費	宿泊を要する 場合の費用弁償	宿泊料	食事料
支給額	実 費	1 等	実 費	実費	1,500 円	13,000 円	1,000 円